

あなたの家の

# 住警器は大丈夫??

家電製品の標準的な使用期間は、一般的に7年から10年といわれています。住宅用火災警報器も同様です。電子部品の劣化や電池切れなどで、火災を感知しなくなることもあり、とても危険です。

点検はもちろんのこと設置時に記入した「設置年月日」、または本体に記載されている「製造年」で確認し、**早めの交換をお勧め**します。



## 1 点検及び確認方法について

### 1. 点検する

警報器のボタンを押す、  
またはひもを引いて音を確認する



#### ・正常な場合

「ピーピーピー」、「ピーピーピー火事です」、  
「正常です」など

※警報音はメーカーや  
製品により異なります。

#### ・電池切れの場合

「ピッ… ピッ…」

#### ・故障の場合

「ピッピッピッ… ピッピッピッ…」

※電池のコネクタが、本体にしっかり  
差し込まれていないと音が鳴らない  
場合もあります。



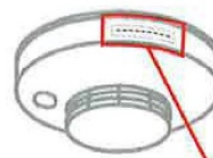
ウェブでブザー音が  
確認できます。

とりカエル ブザー音 検索

### 2. 確認する

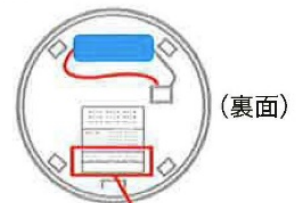
警報器の設置年月や  
製造年月を確認する

設置年月記入場所



2006年1月設置

製造年月記載場所



製造年月 2007.10

- ・記入場所はメーカーや製品によって異なります。
- ・設置後間もなく電池が切れた場合は、  
販売店またはメーカーにご相談ください。

#### 住宅用火災警報器の設置義務化について

平成18年6月から新築住宅、平成23年  
6月から既存住宅への設置が義務化となりま  
した。

すべての住宅が義務化となってからは今年  
で10年目を迎えます。



## 2 悪徳訪問販売について

設置義務化から10年を経過し、交換が取りざたされていることを受けて悪質な訪問販売による被害が発生する恐れがあります。



被害にあわないために…

- 身分証明書の提示を求め、必ず業者の身分を確認しましょう。  
消防署を始めとする公的機関の職員が訪問し販売することはありません。また特定の企業に販売を依頼することはありません。
- 少しでも不審に思ったら、ハッキリ点検を拒否し、契約書などには絶対署名や押印はやめましょう。  
特に「今なら格安に設置できる」や「今取り付けないと法律違反になる」などをうたい文句に契約を急がせる業者は危険です。
- 不審に思った場合は、買う前に消防署に確認しましょう。  
その場で決断せずに必ず誰かに相談しましょう。市場価格と比較するなど事前に検討を行ないましょう。
- もし、購入してしまった場合、住宅用火災警報器や消火器はクーリングオフ制度の対象です。  
「おかしいな」と思ったら、すぐに消費者センターや市の相談窓口等にご相談ください。

クーリングオフ制度について  
被害実例の紹介

## 3 お問い合わせ先

その他、ご不明な点等ございましたら最寄りの消防署へお問い合わせください。

各消防署の[連絡先・アクセス](#)は

こちらをクリック！！

